

2. 事業の目的と概要

(1) 事業概要

本申請事業は、ダッカ市バッドダ地区において、現地提携団体所属スタッフと連携し、1、2 年次に引き続き非正規企業で働く青少年の生活環境向上を目的に、大きく次の2つのコンポーネント「青少年の能力強化」と「社会啓発活動」を実施する。「青少年の能力強化」では職業訓練の提供から正規企業への就職斡旋や個人開業までの就労支援を行い、「社会啓発活動」においては非正規企業に対して労働環境の改善を促す活動や、子どもたち自身が子どもの権利、労働法について学ぶ能力強化などを実施していく。

これらの活動を通して、貧困層・低所得の家庭出身で訓練を十分に受けられず、低賃金・劣悪な環境の非正規企業で働いていた青少年が、正規企業への就職あるいは起業に必要な技術、知識を習得し、給与・将来性の高い職を得られるようになり、貧困の連鎖から抜け出せることを目指す。また、非正規企業雇用主への研修、継続的な実地指導を通し、労働環境が改善され、さらに、コミュニティ、青少年による労働環境改善に向けたモニタリングや啓発活動が実施されることで、働きがいのある人間らしい職場の達成を目指す。

This project is conducted in Badda, Dhaka City, which its goal is to improve living condition of working children and youths in informal sector. The project consist two major component, "capacity building of children and youths" and, "social awareness activities." Within "capacity building of children and youths", the project will provide vocational training and, support to obtain a job by providing job placement at formal sector and support of entrepreneurship. Another major component, "social awareness activities", is intended to facilitate informal sector to improve its working environment. Also, within this component, the children and youths who works at informal sector will learn about child's rights and labor law by workshop, and is intended to raise awareness of children and youths regarding their rights and work environment.

The project targets youths, who came from poor family, with no training opportunities, and are working at informal sector with bad working environment. The project aims for the targeted youths to be able to gain more sustainable job, such as job at formal sector company, or provide knowledge and skills for entrepreneurship, so that youth could be capable of receiving more salary and to escape from poverty. Also another objective of this project is to constantly approach informal sector company and consult them to improve its working environment. In addition to this activity, the project will implement monitoring, which will be done by community members and youths, for improvement of work place environment and hold awareness program so to accomplish a decent work environment.

(2) 事業の必要性 (背景)	バングラデシュ国 (以下、「バ国」) は、近年高い経済成長を達成しているものの、都市部と農村部での経済格差は依然として大きく、都市部、特にダッカへの人口流出が起こっている¹。ダッカに約 3,000 地域あるスラムや不法居住地で生活する貧困家庭では、青少年が家庭を支えるため学業を諦めて働き始めるが、就職は非正規企業であることが多い²。 バ国における非正規企業 (経済学用語ではインフォーマルセクター) は、同国工業省 (Ministry of Industries) に不登記の零細ビジネスであり、日雇いなどの個人事業も含まれ、会計帳簿やバ国労働法で定められた雇用契約書が存在しない。そのため、非正規企業に従事する青少年は、労働時間、低賃金、給与支払いが不定期、社会保障がないなどの待遇面での問題に加え、虐待のケースも見られる。また、衛生管理や安全管理が徹底されておらず労働災害率が高いが、業務中の事故で怪我をしても治療費などの保障が受けられず、怪我による休業の間、収入が制限されるだけでなく、体に障がいを抱えることもある。 非正規企業に青少年が従事する要因として次のような点が考えられるため、青少年・企業側双方の環境改善が求められている。 ① 政府職業訓練校³には貧困家庭出身の青少年が入学することが難しく、青少年には正規企業で必要とされるスキルや、企業に入るための情報・ネットワークが不足している。 ② 不登記である非正規企業には労働法が適用されず、政府からの指導・モニタリングなど社会からの監視の目もなく、雇用主や青少年自らが労働者の権利に関しての知識が不足している。 本事業では、正規・非正規企業が多いが、貧困層の青少年のための政府/他 NGO 職業訓練校が存在しないダッカ市バッタ地区を選定した。事業 1、2 年次を通して正規・非正規企業とのつながりが増えており、同地区で職業訓練を継続していくことで、確実に青少年が貧困の連鎖から抜け出すことを目指す。 【①これまでの事業における成果】 青少年の能力強化 ・ 職業訓練 6 コースを 3 期実施 (2016 年 5 月～2017 年 12 月) : 617 名が受講し、600 名が修了した (97.2%) ・ 現在修了生 600 名のうち 193 名が正規企業に就職し、162 名が個人開業を果たしている。 ・ これまでに就職、個人開業した修了生は 355 名で修了生の 59.2% が職を得ているが、各期では、1 期 : 179 名 (83.3%)、2 期 : 140 名 (72.9%)、3 期 : 36 名 (18.7%) となっている。訓練修了後 3 ヶ月から半年以上経過してから就職に至る修了生が大半を占めることもあり、3 期の修了生
------------------------	--

¹ 「貧困プロフィール バングラデシュ」 JICA、2012

(http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/ban_2012_Jreport.pdf)

² バ国では 740 万人の子ども・青少年が経済活動を行っているとされており、青少年を含むバ国労働人口の 88.5% は非正規企業で働いている (ADB, 2010)。

³ 工業省、教育省管轄の政府による職業訓練施設は就職に有利になる公的修了書が発行されるが、入学要件の最終学歴が 8/10 年生以上、有料、拘束時間が長いなど、学歴が低く、学びながら収入が必要な貧困家庭出身の青少年には入学が難しい。

を始め、就職者数は今後増えることが予想される。

- ・ 職業訓練 6 コースで就職率が高いのは、「工業ミシン稼働」80.1% (1～2 期は 100%)、「家庭電気配線と軽家電」65.2% (1～2 期は 90.4%)、「電子基盤・機器修理」57.0% (1～2 期は 80.5%) となった。
- ・ 正規企業に就職した修了生の平均月額収入は訓練受講前が 3,800 タカに対して、訓練修了後では月額平均 9,500 タカまで上昇した。

社会啓発活動

- ・ 労働環境改善評価項目 36 の内 14 項目（照明の状況、安全な飲料水の有無、手洗い用石鹸と手洗い場の有無、定期的な給与の支払い、適切な休暇、救急箱など）においては 80% 以上の非正規企業で適切であると確認された。
- ・ 1 年次に従業員から意見収集を目的として非正規企業に設置した意見箱（2017 年 12 月までに設置できた非正規企業 87 / 132 カ所）は従業員と雇用主との関係性が構築され労働環境に関してなど直接話しすることが可能になったため 2017 年 12 月時点 87 カ所中 20 カ所から撤去することができた。

【②これまでの事業を通じての課題・問題点】

青少年の能力強化

- ・ 職業訓練 6 コースの内、就職率が伸び悩んでいるのは「携帯電話修理」(46.7%、1～2 期でも 67.1%)、「冷蔵庫・エアコン修理」(43.8%、1～2 期でも 52.0%)、「バイク修理・メンテナンス」(40.0%、1～2 期でも 52.6%)

社会啓発活動

- ・ 非正規企業 132 社の企業評価において、労働環境改善評価項目 36 項目の内 13 の項目（雇用契約書の有無、時間外労働の給与の支払い、安全対策など）に関しては改善が確認できない非正規企業が依然として多い。

【③上記②に対する今後の対応策】

青少年の能力強化

- ・ 就職率が伸び悩んでいる 3 コース「冷蔵庫・エアコン修理」、「携帯電話修理」、「バイク修理・メンテナンス」はネットワークが弱く、特に「バイク修理・メンテナンス」は現地提携団体である Society for Underprivileged Families (SUF) もこれまでにつなぐの無かった業界であるため就職者数が増えなかったが 2 年次よりネットワークが広がりを見せ徐々にではあるが就職率も増加傾向にある。引き続き企業へのアプローチを強化し、ネットワークを広げることと訓練修了生の就職先を確保していく。

社会啓発活動

- ・ 非正規企業 132 社の企業評価において改善が確認できない項

	目に関して、雇用主も改善の必要性を感じているが改善方法がわからない、定着しないなどの理由が挙げられた。例えば、雇用契約書に関しては雇用主の識字の問題などもあり適切な雇用契約書の作成方法がわからない、安全対策に関しても雇用主がゴーグルやヘルメットなどを準備したものの従業員が慣れていないため着用を拒むなどの問題が挙げられた。これまでも改善方法に関してコミュニティ訪問スタッフとも相談しながら進めてきたが、従業員に対しての説明や必要性を説いたり、契約書のサンプルを用意するなどより重点的にフォローをしていく。 ・ 時間外労働など職場・業種によっては繁忙期による受注量の増加などやむを得ない理由もあるため、閑散期などに振替休日設けるなどの助言をしていき、各非正規企業の実状に合わせたフォローアップを実施していく。 ●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業では、SDGs 目標 4. ターゲット 4.4「2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる」、並びに目標 8. ターゲット 8.5「2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに、同一労働同一賃金を達成する」に該当する。 ●外務省の国別開発協力方針との関連性 本事業は、青少年の能力強化を通して生活環境の改善や貧困の連鎖から抜け出すことを目的としており、バ国政府政策「ビジョン 2021」や外務省国別援助方針「中所得化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」に合致する。 ●「T I C A D V Iにおける我が国取組」との関連性 関連性なし
(3) 上位目標	非正規企業で働く 青少年の生活環境が向上する
(4) プロジェクト目標	1. 貧困層・低所得の家庭出身で教育・訓練を十分に受けられず、低賃金・劣悪な環境の非正規企業で働いていた青少年が、給与・将来性の高い職を得られるようになる。 2. 非正規企業雇用主、コミュニティの能力強化、非正規企業・正規企業間の関係性の構築により、非正規企業内外からの意識付け、協力を元に非正規企業の労働環境が改善される。
(5) 活動内容	本申請事業は、ダッカ市バッド地区において、現地提携団体(SUF) 所属スタッフ(「1. 青少年の能力強化: コーディネーター1名、インストラクター8名」、「2. 社会啓発活動: コーディネーター1名、コミュニティ訪問スタッフ5名、ファシリテーター2名」と連携し、非正規企業で働く 青少年の生活環境向上を目的に、大きく次の2つのコンポーネントを実施する。 今年次に関しては事業最終年であることから職業訓練を2018年7月から12月までの1期(6ヶ月)のみ実施し、残り6ヶ月は就職支

援を集中して行っていく。1、2 年次において職業訓練修了後、就職に至るまで 3 ヶ月から 6 ヶ月を要する生徒が多くいたため、事業期間内に丁寧に就職支援を実施するためである。

弊団体からは短期出張ならびに E メール、電話、通信アプリ等で現地と緊密に連絡をとり、事業運営を行う。

1 青少年の能力強化

1.1 職業訓練の提供

●対象：非正規企業で働く青少年 200 名

●活動：2 年次までに実施してきた職業訓練 6 コースの継続。

各コース 3 時間/日×6 ヶ月コース、1 日 2 シフト、今年次は 1 期のみ（2018 年 7 月～12 月）を実施。

- ・ 工業マシン稼働：縫製工場などでの就職を目指し、工業用マシンでの作業技術を身につける。
- ・ 家庭電気配線と軽家電：電気技師として一般家庭やオフィスなどでの電気配線や軽家電の修理技術を身につける。
- ・ 電子基盤・機器修理：様々な電子機器に使用する電子基盤の生産や機器の修理が行える技術を学ぶ。
- ・ 携帯電話修理：携帯電話の修理方法を学ぶことに特化したコース。
- ・ 冷蔵庫・エアコン修理：主に、冷蔵庫やエアコンなどの家電製品を扱っている企業での就職を目指し、修理サポートが行えるよう修理技術習得を目指す。
- ・ バイク修理・メンテナンス：バイクの修理やメンテナンス技術習得を目指すコース。

また、これまで同様、訓練開始前に「訓練候補生・保護者に対する説明会」、訓練開始後に訓練生に対して「キャリアプラン策定ワークショップ」を実施し、訓練生と保護者が訓練内容や訓練修了後の進路について理解し、主体性を持って参加できるようにする。

1.2 就職支援

●対象：職業訓練修了生 180 名（中途退学の可能性を鑑み、受講生の 90%の修了を想定）

【実績】

1 年次（1 期）：修了生 215 名（99.5%）、退学者 1 名

1 年次（2 期）：修了生 192 名（96.0%）、退学者 8 名

2 年次（3 期）：修了生 193 名（96.0%）、退学者 8 名

1.2.1 正規企業就職斡旋

●活動：

- ① 正規企業への就職：現地提携団体のコーディネーターが中心となり、正規企業 20 社ほどと定期的に訓練修了生の情報提供、企業側からの募集人数に関して、人材募集に関する各業界の潮流などの情報共有を行うミーティングを継続し、訓練修了生の就職を斡旋する。1 年次、2 年次の活動を通して正規企業との信頼関係が構築されたことから、3 年次は更なる採用率の向上を図る。正規企業とのミーティングは最低でも月に一度は実施し、必要に応じて実施回数を増やす。また、これまで同様非正規企

業雇用主も訓練生の正規企業への就職に理解を示してもらえよう、正規企業、非正規企業の「ネットワーキング」会合を年 2 回行う。加えて、修了生の就職を推し進めるため、正規企業との関係構築を目的とした「修了生受け入れ企業とのミーティング」を年 3 回実施する。特に「バイク修理・メンテナンス」修了後の就職率が他コースと比較して低いことからバイク関係の企業との関係性構築に力を入れていく。1、2 年次同様、企業に就職した修了生の定着を図るために、就職先の企業と四半期に一回程度ミーティングや電話連絡をとり修了生のフォローアップを実施する。

今年次事業期間の後半 6 ヶ月は就職支援を集中的に実施していく。訓練（第 5 期：2018 年 7 月～12 月）終了後、訓練修了生のスキルなど実状を把握しているインストラクター 3 名を就職支援活動に加え、コーディネーターとともに正規企業とのミーティング回数を増やすことでアプローチを強化する。

- ② 訓練生の就職準備：正規企業への就職に備え、「面接の練習、履歴書の書き方などを教えるワークショップ」を訓練終了時に実施する。また必要に応じて、修了生には正規企業での「オン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT)」を引き続き実施していく。
- ③ 情報収集の場合：正規企業雇用主を招待し、訓練生への「企業合同説明会」を開催する。また、訓練生、修了生、正規／非正規企業の雇用主が集まる「年次集会」（2018 年内に 1 度）を開催し、修了生の正規企業での勤務実態や自身の経験などを訓練生に話すことで訓練生が就職後の働き方をイメージしやすくなるよう情報を提供していく。また、訓練から就職、そして就職後までの過程を知ることによって訓練生自身のモチベーションの向上を図り、採用の可能性を向上させるとともに訓練生と修了生の対象者同士の関係構築を図る。

1.2.2 個人開業支援

●活動：訓練コース終了時に、個人開業を目指す訓練生に対してビジネスの基礎、価格設定、帳簿のつけ方、接客・交渉スキルなどに特化した「個人開業支援ワークショップ」を実施する。また、個人開業した修了生を現地提携団体のインストラクターが訪問し、技術的なアドバイスや帳簿付けの方法など、開業後も側面支援を行う。

2. 社会啓発活動

2.1 非正規企業の能力強化

●対象：非正規企業 132 社（1、2 年次と同じ企業を対象とする。）

●活動：

非正規企業実地改善：1、2 年次を通して取り組んでいる労働環境改善案（採光・気温・安全性を考慮した労働環境の整備、ゴーグル・手袋など必要な備品の整備や青少年の通学が可能となるように配慮するなど）に沿って労働環境改善を図っていく。コミュニティ訪問スタッフの各担当地域の非正規企業を訪問し、実地評価を行い、改善計画書を作成したコミュニティ訪問スタッフ 5 名による四半期に一度の非正規企業訪問を継続して行っていく。132 社の雇用主は復習も含めて全員が子どもの権利、安全配慮義務、労働法についての

	研修「非正規企業雇用主研修」を受講しているが、労働環境改善への取り組み方法に関しては各非正規企業の実状に合わせて個別にフォローアップを行っていく。 <u>2.2 コミュニティの能力強化</u> ●対象：保護者、コミュニティの人々、青少年、政府職員など約 70 名 ●活動：1 年次に設立した 5 つの Community Watch Group (CWG：地域の有力者、保護者、地域行政の代表者などから形成) は非正規企業が法令を遵守し、青少年の権利保護がなされているかどうかモニタリングする役割を負う。各 CWG が 1 年次から継続して非正規企業のモニタリングを実施し、グループごと四半期のミーティングで進捗状況の共有を行う。また、1 年次より従業員からの意見収集を目的として各非正規企業に設置した意見箱については、CWG や非正規企業雇用主立ち合いのもと内容を確認し、問題の解決や改善を促していく。ただし、2 年次事業中間報告の通り、雇用主と従業員の関係性の向上が見られる場合には随時意見箱を撤去していく。 <u>2.3 青少年能力強化</u> ●対象：2.1 の非正規企業で働く青少年約 270 名（職業訓練に参加していない青少年を対象とする。） ●活動：青少年グループ（各 25～30 名×10 グループ）は、青少年同士で情報交換をしたり、子どもの権利などについて理解を深めるため、各グループ年 2 回「青少年グループミーティング」を実施する。また、子どもの権利や労働法について 1 年次に研修を受けた「リーダーからグループメンバーへ研修」を行い、「青少年グループによる啓発活動」を年 1 回実施する。 直接裨益者：非正規企業で働く青少年 470 名（職業訓練生 200 名、青少年グループ 270 名）、非正規企業雇用主 132 名、地域住民 70 名 間接裨益者：訓練生の家族約 1,000 名（200 名×約 5 名）、非正規企業における労働環境が良くなった従業員数約 792 名（132 社×約 6 名）
(6) 期待される成果と成果を測る指標	指標（【】内は確認方法） ●青少年能力強化 ・非正規企業で働く 200 名が職業訓練を受講し、90%が修了する。【各職業訓練コース出席率、修了試験結果】 ・修了生のうち、80%が正規企業に就職もしくは個人開業する。【正規企業、修了生への聞き取り】 ●社会啓発活動 ・80%の対象非正規企業が事業期間中、1 年次に策定した労働環境改善計画のゴールを達成する。【各企業の改善計画書】 ・80%の対象非正規企業が労働環境改善評価項目 36 項目のうち 27 項目を達成する。【各企業の改善計画書】 ・CWG によるモニタリング体制が確立され、5 つの CWG が非正規企業 132 社を定期的にモニタリングする。【CWG ミーティング議事録】

	・ 青少年グループのメンバーもプレゼンテーションや啓発活動ができるようになり、80%の青少年グループ参加者の労働環境が啓発活動により改善される。【グループディスカッションの記録（議事録）、ケーススタディー】
(7) 持続発展性	貧困層・低所得の家庭出身の青少年が、技術・知識を得て社会保障や昇給制度が完備されている正規企業に就職することにより、安定した生活向上、収入向上が期待できる。さらに裨益者の青少年は、収入を家族に送金し、兄弟の教育や両親を経済的に支えているという背景から、彼らの経済的な向上は家族にも裨益していく。正規企業の縫製業の工場では託児所の設置、育児休暇、傷病休暇などが認められている他、昇給制度もあり、女性にとっては持続的に家庭を支える機会を提供することにつながる。 正規企業への青少年就職斡旋などを通して、青少年を雇用する意義や技術指導のノウハウを正規企業と共有し、本事業終了後も正規企業が非正規企業と連携し、積極的に青少年を訓練、雇用することを促す。 地域の非正規企業およびコミュニティへの啓発活動を通し、労働環境の改善を意識付け、雇用に関する知識を共有することで、事業終了後も青少年が安全面・健康面で適切な労働環境が維持されることが期待される。 本事業終了後も、現地提携団体（SUF）が主体となり職業訓練を継続する。現在提携団体は他地域で初等大衆教育省（MoPME : Ministry of Primary and Mass Education）や国際 NGO と連携し、職業訓練を実施している。本事業終了後は国際 NGO との協働を中心に現在調整を進めている。また、CWG は事業終了後も非正規企業のモニタリング、コミュニケーションを継続することが期待され、事業終了後も提携団体が地域を訪問し、CWG の活動状況を確認する。 資機材管理（所在、使用状況等）、職業訓練実施状況等、事業終了後も弊団体（KnK）は提携団体（SUF）を通し、弊団体（KnK）の自己資金でフォローアップを実施する。